

岐阜県外国人患者受入環境整備事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、外国人数の増加に伴い、日本語の理解が不十分な患者の医療機関への受診が増えるなか、全ての住民が安心して医療サービスを受けられる環境を整備するとともに、医療現場の環境改善を図るため、医療機関が行う外国人患者の受入れ体制整備に係る事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で、岐阜県外国人患者受入環境整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象事業、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金の対象となる期間は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて（平成31年3月26日付け医政総発0326第3号・観参第800号厚生労働省医政局総務課長・観光庁外客受入担当参事官通知）別紙1（2）に基づき県が選出した診療所をいう。）の開設者とする。

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
- 四 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- 五 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又はその属する法人若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等

六 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供給するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等

七 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

八 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人等

(交付申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 補助金交付申請書の提出時期は、別に知事が定めるものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

一 補助事業者は、補助対象事業に要する経費の配分を変更する場合及び補助対象事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、補助金の額の変更がない場合又は補助金の額の変更が20%未満の減額である場合は、この限りでない。

二 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

三 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告すること。なお、知事は、報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることができる。

四 この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

2 前項第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書及び前項第3号の規定により知事に報告する場合の様式は、次に掲げるとおりとする。

一 補助事業の内容変更承認申請書 別記第2号様式

二 補助事業の中止（廃止）承認申請書 別記第3号様式

三 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 別記第4号様式

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から10日以内とする。

(状況報告)

第8条 知事は、必要があると認めたときは、補助事業者に対して事業の実施状況に関して必要な報告を求め、調査し、又は指示することができる。

(実績報告)

第9条 実績報告書及びその添付書類の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算してから20日を経過した日又は補助対象事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付時期等)

第10条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第6号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第11条 規則第4条の申請があった場合において、申請者が第4条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金を交付しないものとする。

- 2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の整備)

第12条 補助事業者は、補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助対象事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理しなければならない。

- 2 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業が完了した年度の翌年度以降5年間とする。

(その他)

第13条 特別の事情により本要綱に定める手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによることができる。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行し、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱による改正後の岐阜県外国人患者受入環境整備事業費補助金交付要綱の規定は、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱による改正後の岐阜県外国人患者受入環境整備事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱による改正後の岐阜県外国人患者受入環境整備事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表

補助対象事業	補助対象経費		補助金の額
	基準額	対象の経費	
医療通訳者の雇用に係る人件費	1人当たり 100千円 (月額)	次のいずれにも該当する医療通訳者の人件費（給与、賞与、諸手当及び法定福利費（試用期間中に係るものを含む。）） (1) 新たに病院に医療通訳者として雇用され、当該病院における業務を行う者。 (2) 外国人患者数、過去に対応した言語等の実績に基づき、病院が必要とする言語及び日本語による対応ができる者。	次に掲げる額を比較して小さい方の額に2分の1を乗じた額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。） (1) 補助対象経費の実支出額と基準額とを比較して小さい方の額 (2) 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額
医療通訳サービス等の導入に係る経費	1 医療機関 当たり 1, 2 00千円	外部団体による医療通訳（電話通訳等）サービスの導入に係る経費（消耗品費、役務費、使用料及び委託料）	
	1 医療機関 当たり 40 0千円	多言語対応ツールの導入に係る経費（消耗品費、役務費、使用料、委託料及び備品購入費）	

別記

第1号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者氏名

年度岐阜県外国人患者受入環境整備事業費補助金交付申請書

このことについて、下記により補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 所要額調書（別紙1-1）
- (2) 事業計画書（別紙1-2（1）、別紙1-2（2）、別紙1-2（3））
- (3) 明細書（別紙1-3）
- (4) その他参考資料

第2号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者氏名

年度岐阜県外国人患者受入環境整備事業費補助金に係る補助事業の
内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記補助事業について
下記のとおり内容変更したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 変更後申請額 金 円
 - 2 変更の内容
 - 3 変更の理由
 - 4 添付書類
 - (1) 所要額調書（別紙1-1）
 - (2) 事業計画書（別紙1-2（1）、別紙1-2（2）、別紙1-2（3））
 - (3) 明細書（別紙1-3）
- （注）変更前と変更後の内容が対比できるように作成すること。

第3号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者氏名

年度岐阜県外国人患者受入環境整備事業費補助金に係る補助事業の
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記補助事業について
下記のとおり中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 中止（廃止）の内容
- 2 中止（廃止）の理由

第4号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた岐阜県外国人患者受入
環境整備事業費補助金について、岐阜県外国人患者受入環境整備事業費補助金交付要綱第8条の
第3号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 岐阜県補助金等交付規則第14条に基づく額の確定額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
(要県補助金返還相当額)

金 円

3 添付書類

- (1) 2の金額の積算内訳
- (2) その他参考資料

第5号様式（第9条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者氏名

年度岐阜県外国人患者受入環境整備事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた 年度岐阜県外国人患者受入環境整備事業費補助金に係る事業実績について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 所要額精算調書（別紙2-1）
- 2 実績報告書（別紙2-2（1）、別紙2-2（2）、別紙2-2（3））
- 3 明細書（別紙2-3）
- 4 その他参考となる資料

第6号様式（第10条関係）

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者氏名

発行責任者氏名：
担当者氏名：
連絡先（電話番号）：

年度岐阜県外国人患者受入環境整備事業費補助金交付請求書

このことについて、次のとおり補助金の交付を請求します。

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号で額の確定のあった 年度岐阜県外
国人患者受入環境整備事業費補助金

振り込みは下記へお願いします。

- ・金融機関本（支）店名
- ・口座名義人
- ・普通、当座預金の別
- ・口座番号